

今月号のテーマ

E-mail info@e3-partners.com URL <http://www.e3-partners.com>・

- ・ 年末のご挨拶と営業日のご案内
- ・ 気になる！？忘年会費用（余田）
- ・ 控除から手当てへ（田中）
- ・ 税務調査の多い時期です！（鈴木）



年末のご挨拶と営業日のご案内

2010 年も残すところあとわずかとなりましたが、皆さまにおかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。毎度格別のご用命に預り厚く御礼申し上げます。私達税理士法人イースリーパートナーズは今後も皆様に喜んで頂くため、スタッフ全員で切磋琢磨し、より良いサービスを提供していきたいと考えております。来年も宜しくお願い致します。

簡単ではございますが、本状をもちまして年末のご挨拶とさせていただきます。どうぞよいお年をお迎えください。なお、平成 22 年 12 月 30 日から平成 23 年 1 月 4 日まで休業とさせていただきます。（一同）

気になる！？忘年会費用（余田）

師走に入り、今年も残すところあと 1 カ月です。12 月は忘年会シーズン！そこで、会社で忘年会費用を支出した場合の会計処理をご説明します。

ケース	会計処理
① 会社の従業員だけで実施した場合	福利厚生費
② 外部の取引先や得意先を招待した場合	接待交際費

福利厚生費と接待交際費に区別して何が変わるのでしょうか。答えは、福利厚生費は**全額**損金になりますが、接待交際費は**一定額**までしか損金算入が認められていません※。つまり、接待交際費を支出してもその一部に税金がかかることとなります。

※ 資本金 1 億円以下の法人については、接待交際費の額が 600 万円以下の部分の 10%が損金不算入となり、600 万円を超える部分は全額損金不算入となります。

ただし、外部の取引先や得意先を招待した場合すべてが接待交際費になるわけではありません。いわゆる「5,000 円基準」があります。これは、1 人当たり 5,000 円以下の飲食費は接待交際費から除外することができるということです。

<例>会社から 2 名、得意先 2 名で忘年会をし、飲食費合計 16,000 円を会社が支払った場合
1 人あたり 4,000 円となり、5,000 円以下の飲食費ですから、接待交際費から除外され全額損金算入となります。

「5,000 円基準」のポイント

1. 飲食があった日、2. 参加した者の氏名、名称、関係、3. 参加人数、4. 飲食をした店の名称、住所、5. その他参考事項 を記載した書類を残しておく必要があります。

5,000 円って税込？税抜？

会社が税込処理をしている場合は、税込みで 5,000 円(本体価格 4,761 円)、税抜処理をしている場合は、税抜きで 5,000 円(本体価格 5,250 円)となります。

控除から手当へ（田中）

昨年の衆議院議員の総選挙で民主党が声高らかに主張した改革のひとつです。その最たるものが「子ども手当」と「所得控除」の見直しで、子ども手当に遅れること1年、来年から扶養控除が改正されます。

さて、子ども手当で育児をしている世帯の懐事情はよくなるのでしょうか？来年度から扶養控除の改正により中学生までの子どもに対しては扶養控除38万円がなくなります。

モデルケースとして夫の年収700万円の会社員で妻は専業主婦、2歳の子一人の3人家族を考えてみたいと思います。子ども手当になる前は児童手当として市区町村から月額1万円が支給されていました。それが子ども手当1万3千円になり、増額3千円、22年度は年ベースで3万6千円の増です。しかし、来年は扶養控除がなくなるにより住民税も含めて約11万円の増税になります。子ども手当が13,000円のままだと年額7万円も負担増になります。

子ども手当は来年から月額2万円（3歳未満の子どもの場合）にすることで検討しているようですが、、仮に2万円になったとしても、たかだか年間1万円の手取り増ですね。されど1万円、たしかに1万円でも増えれば有難いことだろうとは思いますが、何か腑に落ちません。

税務調査の多い時期です！（鈴木）

7月は税務署員の異動の月です。そしてその異動後、落ち着いてきた9月から年末にかけては税務調査が多い時期になります。では、どんな会社が調査の対象になるのでしょうか？

これについては、見事にほぼ3年ごとに入る会社もありますし、20年間1度も入ったことがないという会社もありますので一概には言えませんが、一般的に言われているのは下記の場合です。

- 業績に著しい変化があった場合（急激に売上はUPしているのに、利益（所得）がのびていないなど。）
 - 消費税等の税金の還付を受けた場合
 - 個人事業で、交際費の金額が異様に多い場合
 - 土地建物の取引があった場合
- など

では、税務調査が入った時のために日々気をつけておくべきことは、どんなことでしょうか？

- ◆ レシート、請求書、領収書等はきちんと保管しておく
- ◆ 毎日の売上の管理をしっかりと（特に飲食業など現金商売の場合）
- ◆ 伝票等で続き番号がある書類の場合、書き損じを破棄しない
- ◆ 取引の契約書等は整備しておく（特に、法人とその関係個人（例：社長）との取引）
- ◆ 契約書類には必要印紙をきちんと貼っておく
- ◆ 給与関係書類はきちんととっておく（例えば、タイムカードや給与明細控えなど勤務実態が証明できるもの。）

など

調査に入る場合、大体においては事前連絡があるものなのですが、現金商売の場合等はいきなりやってくるケースもあります。しかし、その場合でもあわてることはありません。落ち着いて、まずは顧問税理士に連絡しましょう。

その他、税務調査に関する疑問・ご質問がございましたら、弊社スタッフまでお気軽にお問い合わせ下さい。